

快適職場づくり事例集

快適職場指針のポイント ③

快適な作業環境の維持管理

- A. 空気環境 ④
- B. 温熱条件 ⑥
- C. 視環境 ⑦
- D. 音環境 ⑧
- E. 作業空間等 ⑨

作業方法を改善する措置

- F. 不良姿勢作業 ⑩
- G. 重筋作業 ⑪
- H. 高温作業等 ⑬
- I. 緊張作業 ⑬
- J. 機械操作等 ⑭

疲労回復を図るための施設・設備の設置・整備

サポートシステム 疲労回復支援施設

- K. 休憩室・洗身施設・相談室等 ⑮
- L. 環境整備 ⑯

その他の快適な職場環境を形成するための措置

サポートシステム 職場生活支援施設

- M. 洗面所・更衣室等 ⑰
- N. 食堂等 ⑱
- O. 給湯設備・談話室等 ⑲

事業場で取り組んでいる
快適職場づくりの
事例を紹介します



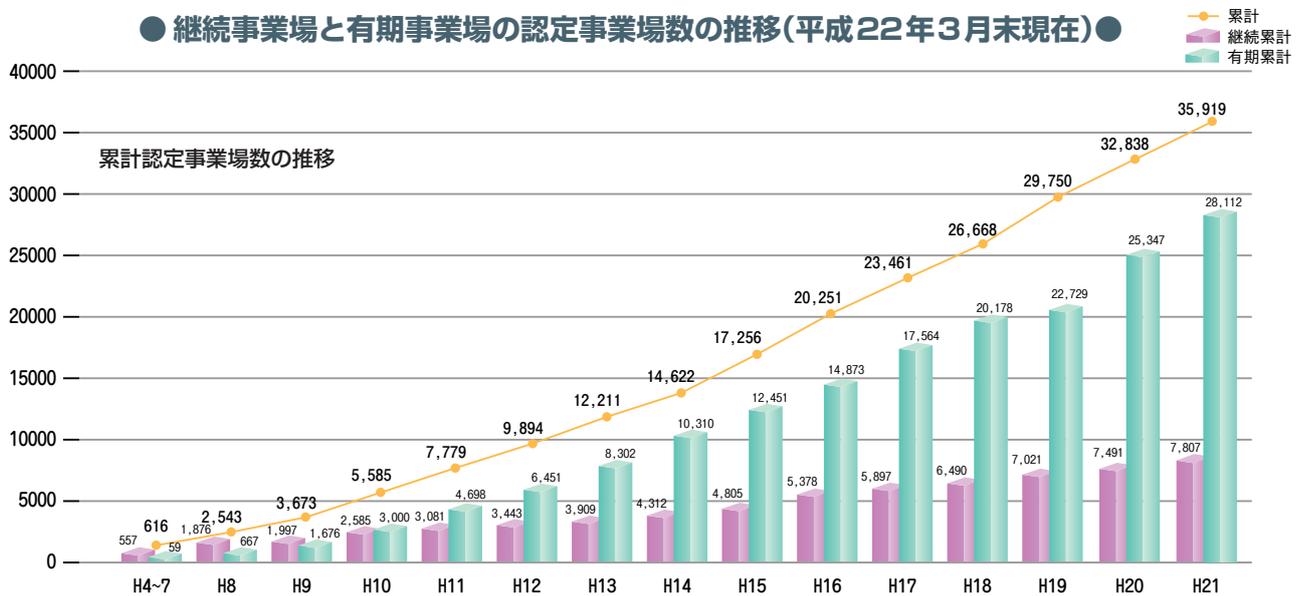
快適マーク

働く人々がその生活時間の多くを過ごす職場について、疲労やストレスを感じることの少ない快適な職場環境を形成していくことは極めて重要です。職場の快適性が高いと、労働災害の防止、健康障害の防止が期待できるだけでなく、職場の活性化に対しても良い影響を及ぼします。

ここでは実際の事業場で取り組まれているいろいろな快適化の事例を、「事業者が講ずべき快適な職場環境の形成のための措置に関する指針」（快適職場指針）で示されている項目ごとに分類して紹介します。

快適職場推進計画認定事業場数の推移と快適職場づくりのもたらす効果

● 継続事業場と有期事業場の認定事業場数の推移(平成22年3月末現在) ●

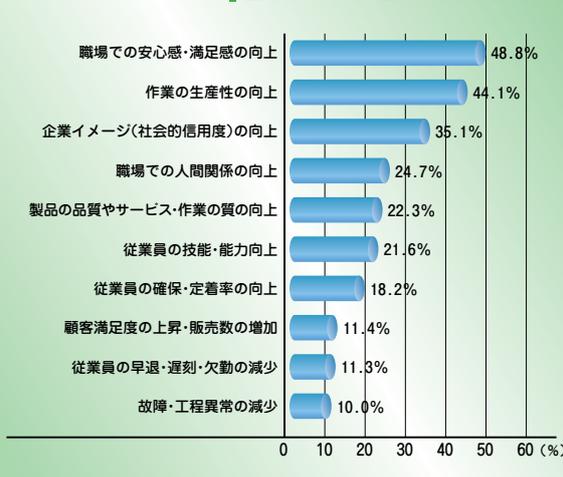


● 快適職場づくりのもたらす効果について ●

快適職場推進計画の認定後に計画を実行した結果について「効果あり」と評価できることについて

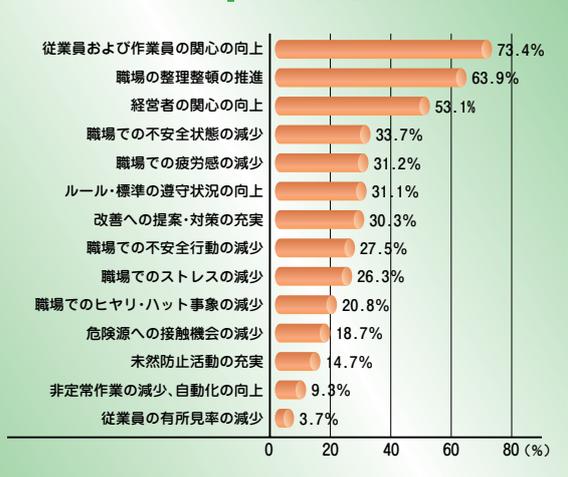
職場全般に関すること

職場への愛着や、生産性も向上して、企業イメージの向上につながっている。



安全衛生に関すること

事業場全体で安全衛生への関心が向上し、職場の改善が進んでいる。



「平成16年度快適職場づくりのもたらす安全衛生等に関する効果についての実態調査」より

快適職場指針のポイント

快適職場指針のめざすものは、「仕事による疲労やストレスを感じることの少ない、働きやすい職場づくり」です。快適職場づくりは、事業場の自主的な安全衛生活動の一環として位置づけ、快適職場の目標を設定し、その実現に向けて労働者の意見を反映し、個人差や生活の場としての潤いへの配慮をしながら継続的に取り組むことが重要です。

快適な職場環境づくりのために講ずべき措置

(1) 作業環境の管理

作業環境を快適な状態に維持管理するための措置

- ① 空気環境
- ② 温熱条件
- ③ 視環境
- ④ 音環境
- ⑤ 作業空間等



(2) 作業方法の改善

労働者の従事する作業について、その方法を改善するための措置

- ① 不良姿勢作業
- ② 重筋作業
- ③ 高温作業等
- ④ 緊張作業
- ⑤ 機械操作等



(3) 疲労回復支援施設

作業に従事することによる労働者の疲労回復を図るための施設・設備の設置・整備

- ① 休憩室等
- ② 洗身施設
- ③ 相談室等
- ④ 環境整備



(4) 職場生活支援施設

その他の快適な職場環境を形成するための必要な措置

- ① 洗面所・更衣室等
- ② 食堂等
- ③ 給湯設備・談話室等



快適な職場環境づくりを進めるに当たって考慮すべき事項

1 継続的かつ計画的な取り組み

- ・ 快適職場推進担当者の選任等、体制の整備をすること。
- ・ 快適な環境の形成を図るための機械設備等の性能や機能の確保についてのマニュアルを作成する等の措置を講ずること。
- ・ 作業内容の変更、年齢構成の変化、技術の進展等に留意し、職場環境を常時見直し、必要な措置を講ずること。

2 労働者の意見の反映

- ・ 労働者の意見が反映されるよう、必要な措置を講ずること。

3 個人差への配慮

- ・ 温度、照明等、職場の環境条件について年齢等、個人差へ配慮すること。

4 潤いへの配慮

- ・ 職場に潤いを持たせ、リラックスさせることへの配慮をすること。